

単元株制度

1 意義

単元株制度とは、株式の一定数をまとめたものを1単元として、単元未満株式については議決権の行使を認めない(189 I) こととする制度といえる。例えば、市場価格が1株数百円程度の株式を1株しか保有していない株主に対し、株主総会の招集通知や参考資料¹を送付することは、完全な費用倒れである。そこで、一定数の株式を1単元として、1単元ごとに議決権1個を認めるという形で株主管理コストの削減を認めたものといえる。特に株主数の多い上場会社の大多数は、単元株制度を導入しており、東京証券取引所では、100株単元とする会社が多ようである²。また、単元株制度を導入している上場株式の金融商品取引所での株式の売買は、1単元単位で行われている。

2 単元株制度の採用方法

単元株制度を採用するには、定款で、一定数の株式を1単元とすることを定める必要がある(188 I)。株主に対する影響が非常に大きいので、定款記載事項としている。1単元の株式数は1000株を超えることはできない(188 II、規則34)。発行済株式総数の200分の1に当たる数を超えることもできないが、上場会社ではあまり問題にならないであろう。種類株式発行会社では、株式の種類ごとに1単元の株式数を定める必要がある(188 III)。定款変更により単元株式数を導入するには、定款変更を議案とする株主総会において、取締役がその理由を説明する必要がある(190)。単元株制度を導入し、あるいは1単元の株式数を変更するには、原則株主総会の特別決議(466、309 II ⑩)が必要だが、例外として、①株式分割の際に、同時に単元株制度を導入または増加する場合で、導入する1単元の株式数または増加する株式数が分割割合を超えない場合(191)、及び、②単元株式数を減少し、あるいは廃止する場合(195 I)は、株主にとって利益にこそなっても不利益にはならないので、株主総会によらずに取締役会決議で定款変更できる。②の場合、定款変更の効力発生後、遅滞なくその旨を公告する必要がある(195 II、社債株式振替161 II)。

3 株主の権利

(1) 議決権

議決権は、1単元ごとに1個と換算され、単元未満株主には議決権はない(189 I)。株主総会における株主管理コストを直接の目的とした制度である以上、当然である。

(2) その他の権利

単元未満株主に議決権以外の権利が当然に消滅することはない。

ただし、定款の定めで、次に記載する権利以外の権利の全部または一部は行使できない

¹ 招集通知や参考資料は、一式そろえるために数千円程度の費用がかかると言われている。

² 東京証券取引所が上場基準として100株単元にするよう、誘導しているようである。

旨定めることができる（189Ⅱ本文）。単元株制度を採用している会社の多くは、この種の定款の定めをしているようである。

定款でも排除できない権利は、次のとおりである。

- i 全部取得条項付種類株式の取得対価の交付を受ける権利（189Ⅱ①）
- ii 取得条項付株式の取得対価の交付を受ける権利（189Ⅱ②）
- iii 株式無償割当てを受ける権利（189Ⅱ③）
- iv 単元未満株式の買取請求権（189Ⅱ④）
- v 残余財産分配請求権（189Ⅱ⑤）
- vi その他法務省令規定事項（189Ⅱ⑥）
 - ・ 定款の閲覧、謄本、抄本交付請求権（規則 35Ⅰ①）
 - ・ 株主名簿記載事項証明請求権（規則 35Ⅰ②）
 - ・ 株主名簿閲覧、謄写請求権（規則 35Ⅰ③）
 - ・ 株式の一般承継や義務的譲渡の場合の名義書換請求権（規則 35Ⅰ④）
 - ・ 株式の一般承継や義務的譲渡の場合の譲渡承認請求権（規則 35Ⅰ⑤）
 - ・ 株式併合、株式分割、新株予約権無償割当て、剰余金配当³、組織変更の際に金銭等の交付を受ける権利（規則 35Ⅰ⑥）
 - ・ 組織再編の際に金銭等の交付を受ける権利（規則 35Ⅰ⑦）

4 単元未満株式買取請求権

上記のように、単元未満株式の権利は著しく制約され、市場での売却も困難となる。そこで、単元未満株主は、会社に対して単元未満株式を買い取ることを請求することができる（192Ⅰ）。この場合、買取請求する単元未満株式の種類及び数を明らかにする（192Ⅱ）。買取請求を行使すると会社の承諾がない限り撤回できない（192Ⅲ）。

上場株式の単元未満株式の買取請求権が行使されると、市場価格（①買取請求日の終値、買取請求日が取引日でなければその後最初の初値、または②買取請求日に公開買付がなされていれば当該買付価格のいずれか高い額）で売買が成立する（193Ⅰ①、規則 36）。

株式買取の効果は代金支払い時に生じる（193Ⅵ）が、事柄の性質上、振替株式の場合は、権利の移転の効果は振替口座簿への記載を基準として考えざるを得ないと思われる（社債株式振替 140 参照）。

5 単元未満株主の売渡請求権

定款の定めで、単元未満株主に、1 単元となるまでの株式を売り渡すように会社に請求す

³ 剰余金の配当は、会社法施行前は議決権と同様に単元未満株主には存在しない権利の代表的な権利とされていた。その理由は、単元未満株主のためのごく少額の配当金（株主総会決議で剰余金の配当を 1 株数円と決議される事例が多い）の支払事務がコストに合わないからである。そのため、剰余金配当を単元未満株主にも義務付けた現行会社法施行規則には批判もある。現行規則は、単元株制度を採用するのはほぼ上場会社に限られ、かつ、振替口座簿による株式管理（投資家は、口座管理機関である証券会社等に口座を開設する必要がある）を前提として、配当事務も証券口座を通じて行われることが想定され、その場合それほどのコストがかからないということなのだろうか。

ることができる旨、定めることができる（194Ⅰ）。上記買取請求権の行使だと、単元未満株主は株主ではなくなってしまうが、売渡請求が認められれば、1単元を有する完全な株主となることができる。

売渡請求権を行使するには、売渡しを請求する単元未満株式の種類及び数を明らかにする（194Ⅱ）。会社は、自己株式を有しない場合を除き、自己株式を交付する（194Ⅲ）。その他の手続きは、売主と買主が逆となるだけで単元未満株式買取請求権と同じである（194Ⅳ）。